

産業建設常任委員会 記録

- 1 開会日時 令和元年6月20日(木)午前10時00分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館6階606会議室
- 3 事 件
  - 請願第1号 主要農産物(米・麦・大豆)の種子を保全する新たな法整備や条例整備と施策を求める意見書の提出について
  - 議案第59号 三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)
  - 議案第60号 三次市上水道施設分担金条例及び三次市水道事業給水条例の一部を改正する条例(案)
  - 議案第61号 三次市特定地域生活排水処理施設設置及び管理条例等の一部を改正する条例(案)
- 4 出席委員 齊木 亨, 池田 徹, 助木達夫, 亀井源吉, 宍戸 稔, 新家良和, 伊藤芳則, 片岡幸治
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明のため出席した職員
  - 【産業環境部】中廣産業環境部長, 行政農政課長, 大谷農林振興係長
  - 【水道局】明賀水道局長, 濱口水道課長, 杉原下水道課長, 藤川営業係長, 細美水道課建設係長, 森田管理係長, 近藤下水道課建設係長
  - 【建設部】坂井建設部長, 清古土木課長, 藤原建設部付課長, 樽岡管理係長, 熊谷建設係長
- 7 議 事

午前10時00分 開会

○齊木委員長 産業建設常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は8名であります。全員出席ですので、委員会は成立しております。

お諮りいたします。

本日の委員会に傍聴の希望があった場合、これを許可したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 それでは、傍聴を許可することといたします。

次に、本日の日程及び審査の方法につきまして、事務局より説明をお願いします。

○議会事務局 まず、会場のほう、大変不手際で申しわけございませんでした。議運のほうでも徹底されているということ、私、きちんと把握しておりませんでしたので、会場につきましては気をつけてさせていただきたいと思っております。大変申しわけございませんでした。

それでは、本日の審査の日程の説明をさせていただきます。

タブレットをごらんください。本日の審査順でございますが、初めに、請願1件について審査をお願いさせていただきたいと思っております。その後、議案3件、議案第59号、議案60号、議案61号の審査をさせていただきまして、その後、所管事務調査ということで、建設部土木課のほうで、災害復旧の状況ということで予定をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

○齊木委員長 以上の日程で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 では、そのように進めさせていただきます。

それでは、審査に移ります。

本日は、提出者にお越しいただいて、請願審査でございます。三次市議会基本条例第5条の5の規定に基づき、提出者の意見を聞くこととします。

初めに、請願の内容について、池田副委員長から読み上げていただきますので、確認をお願いしたいと思います。

○池田副委員長 それでは、請願第1号、主要農産物（米・麦・大豆）の種子を保全する新たな法整備や条例整備と施策を求める意見書の提出についてを読み上げます。

提出者は、あすなる塾生会代表、竹松さん、たねを守る会幹事、形川さん、表さん、紹介議員、亀井源吉さん、宍戸 稔さん、伊藤芳則さん、黒木靖治さんでございます。

請願の趣旨。

主要農産物種子法は、1952年に二度と国民を飢えさせないため、日本の基幹作物である米、麦、大豆の種子の生産と普及を「国の役割」と定めた法律です。以来、農家の安定的な経営のため、都道府県の各地域の風土に合った品種が開発され、現在、米の種子は100%自給しています。この主要農産物種子法が2018年3月末日をもって廃止されました。

政府は主要農産物種子法が廃止されても、種苗法で補えるとしていますが、種苗法は種子を開発した企業の知的所有権を守る法律です。主要農産物種子法という根拠法がなくなれば、義務づけられなくなった都道府県は予算措置ができず、各地域の風土にあった品種の開発・保全・供給を、いずれ放棄してしまうことが心配され、種苗法だけになれば、民間の知的所有権だけが守られることになります。

また、農業競争力強化支援法では、独立行政法人や都道府県が有する種子生産に関する知見を民間事業者提供することを促進しています。民間事業者に今まで国が行ってきた役割を託するためと考えられます。しかし、これは、日本人が先祖から受け継いできた種子や、今まで国民の税金で維持管理してきた品種の情報を、民間企業に提供することになります。すると、この情報をもとに開発された品種の知的所有権は種苗法により民間企業のものとして25年間守られ、農家はその間自家採取できません。これでは種子の公共性が著しく失われ、ひいては農業・農村の有する多面的な機能も失われます。

規制緩和は民間の活力が投入されてよい点は多々ありますが、殊、基幹作物の種子に関しては、国民の食の権利を守るという観点からも、官の役割が必要と考えます。

これらの懸念事項は、三次市の農業生産者、そして消費者にとっても、重大な問題です。

主要農産物種子法廃止に当たり、参議院では付帯決議として「都道府県での財政措置」「種子の国外流失の禁止」「種子独占の弊害の防止」などが求められています。

そこで、三次市議会として主要農産物種子法廃止に際し、国民の食の権利と食の安全を守り、農業・農村の持続的発展を維持するために、公共財としての日本の種子を開発・保全・供給するため

の新たな施策を求める意見書を政府と国会、県知事と県議会に提出されることを要望します。

請願事項。

1 公共財としての日本の主要農産物の種子を開発・保全・供給するための新たな法整備と施策を求める意見書を政府と国会に提出してください。

2 公共財としての主要農産物の種子の開発・保全と供給するための広島県条例制定と施策を求める意見書を県知事と県議会に提出してください。

以上です。

○齊木委員長 それでは、提出者に入ってください。

(提出者入室)

○齊木委員長 提出者の竹松さん、それから形川さん、それから表さんです。

それでは、請願の趣旨説明をよろしくお願いします。事前に提出者から資料を準備していただいていますので、確認を事務局にお願いします。

事務局。

○議会事務局 事前に提出者から資料をいただいております。タブレットへ掲載しておりますので、御確認をいただければと思います。こちらのフォルダ、請願のフォルダに先ほどの文書表、それから資料が1から6までございます。資料1につきましては、1枚に入り切らないため、1の1、1の2とさせていただきます。以下、資料2、資料3、資料4、資料5、資料6まで掲載をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○齊木委員長 それでは、提出者から説明をお願いします。

○竹松提出者 おはようございます。提出させていただきました、あすなろ塾生会代表の竹松隆司と申します。よろしくお願いいたします。

私、生まれも育ちも三原で、高校も三次高校へ行きて、卒業して、75年に三次へ帰ってきたんですが、80年に企業の都合で広島と言われて出て、10年前に、そうはいつでも、田畑、屋敷なんか、相続、私がすることになって、それから農業、ちいたあ考えたりせにやいけんと思って、持つとうちの多くは近所へ頼んで、私、今、3反、そのうちの2反を米つくって、今年、10作目というところでやってきております。小さなそれをやるとるんですが、やりゃあおもしろいし、それから、いろんなことが見えてくるというところで、しよったら、種子法という法律が廃止されるということに、去年の春、なりましたんで、これもまた勉強せないけんと思って、しよったら、今日、請願させてもらつようなことに気づきまして、やらせていただきました。どうかよろしくお願いいたします。

それから、資料、つくってもらったのは別に、当日資料として、このリーフレットをお持ちしましたんで、これも見ていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○形川提出者 甲奴町本郷の形川といいます。甲奴町にIターンをして2年目になります。今、お家の前の田んぼで米づくり、大豆も3年目になります。

資料の6枚目にあるとおり、タネを守る会広島の幹事をさせていただいて、先月の26日も山田正彦先生に来ていただいて、広島市内で講演をしていただき、160名を超える市民の皆さんに参

加していただき、とても関心の高いことなんだなというふうに思っております。

今後も、いろいろと種を守る活動を続けていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○表提出者 表といいます。今、小童のほうで、3町余りの耕作をさせていただいています。父の時代から受け継いだような状態なんですけど、近くのお年寄りが、もうこれ以上耕作できんという方が結構おられまして、次第に増えていって、2町余りを小作で使わせていただいております。主にコシヒカリとひとめぼれをつくっておりますが、昨年の豪雨水害で2町余りが被害に遭って、ほとんど収穫できなかったのもので、去年は大変な被害で、苦勞しております。今年は順調に育っていらっしゃるんですが、何とか無事に収穫できたらいいなというふうに思っております。

私、農協の理事をしておりますが、そういうこともあって、こういった農業関係に関することについて、非常に敏感に思っております。先日来、種子法が廃止されたということで、聞きますと、昨年の4月ですか、廃止されたのが、ほとんど私たちが知らないうちに廃止されたということで、その後、種子法が大事な法律だということが知れ渡ってきまして、それで、私のほうが勉強している中で、種子法というのは、やっぱり農家の権利を守る、それから国民の食料を守る大事な法律だということがわかってきまして、種子法、廃止されましたが、かわりに条例とか、そういった対策をぜひ考えていただきたいということがありまして、今回、竹松さんと一緒に請願のほうをさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○齊木委員長 ありがとうございます。

趣旨の説明は、今、副委員長のほうが説明したんですが、請願の内容について。それ以外で、委員の皆さんにおっしゃりたいことがあれば。

○竹松提出者 1件。皆さん手元にお持ちの請願・陳情文書表のところで、提出者、竹松、それから形川さん出とるんですけど、ちょっと印刷で、形川さんは健一なんですけど、「一」が落ちていますので。

○議会事務局 失礼しました。

○齊木委員長 ほかには説明、これ、聞いてもらいたいということがあれば。

○竹松提出者 資料の中に入れさせてもらっとるのが、資料の2で、種子法が廃止された後、種子条例を都道府県でとりあえずつくって、種子を、考え方を引き継いでいこうということで、各地方でやられとるんですが、資料2のところ直近のものを用意しました。この近くでは、鳥取県が6月の議会で、種子法についてどがにやっていくかということを決めようという動きになっております。広島県のほうは、資料につけさせてもらったんですが、問い合わせに対して、種子条例をつくらんで、種子取り扱い要綱でやっていくと、県知事の権限だけでやっていくということで、これは、去年12月の市議会の一般質問でも市のほうに言っていましたけど、そのとおりであります。こういうことがずっといっとたら、種子法がないところでやっていいたら、皆さん、私どもも危惧しとるんですが、大企業が農業を支配して、農民はその下請で、結局、新たな借金漬けに農民になって、農業をしながら、そこから逃げられん、新しい企業の下で働く隷農、農奴になっていくんじゃないかという心配をしとります。それが、3年で来るか、5年で来るかというようなことじゃなしに、30年とか50年とかいう単位で見たら、そういうことが昔あったということを忘れちゃいけないと

ということで、資料5に「窮乏の農村」、猪俣津南雄、岩波文庫から出とるんですが、これ、1934年、昭和9年に、昭和恐慌の中で農民が娘も売らにゃいけんような状況になったところを取材して歩いたもので、こういう状況が、似たような形でまた農村の窮乏ということが始まるようなことがあっちゃいけんのというのが一番の思いです。その点は、ここへおっていただく三次の議員様もようようわかってもらっとると思うんですが、そういう思いでおるといふことで、発言させてもらいました。ありがとうございました。

○齊木委員長 それじゃ、十分承知の上で。

皆さん、質疑のほうがあればお願いします。

新家委員、どうぞ。

○新家委員 勉強不足で大変申しわけないんですが、私どもも、この種子法が廃止されたということ、今回初めてわかったんですが、ちょっと基本的なところから質問させていただきますと、今回お三方で来て、請願されとるんですけども、あすなる塾生会という団体と、タネを守る会広島という団体は、どのような団体で、どういう活動を日常的にされて、組織構成員がどれくらいおられるかということが1つと、それから、昨年3月末をもって主要農産物種子法が廃止になって、1年数カ月たっていますけども、この1年数カ月の間で廃止に伴う何か不具合というものがあるのかどうかということと、廃止に至った経過について、何か御見解があればお伺いをしたいと思います。

○齊木委員長 竹松さん。

○竹松提出者 あすなる塾生会というのは何ちゅうもんかということなんですが、きっと問われるかと思いつたんですが、三次農協が農業塾というのを毎年度やっておられまして、今年が19回目だということだそうなんですが、その農業塾の名前が、三次農協の場合はあすなる塾というのになっております。あすなる塾に、私は10期生、2010年に入ったんですが、私が入ったところで、非常にいろんな、多様な人がおったもんですから、塾が終わった後、そのままばらけたんじゃないかと思って、有志がOB会をつくろうと、農業塾のOB会ということで、三次農協あすなる塾の有志のOB会ということでやらせてもらっていて、毎年卒業生が出られるんですが、入ってもらったときもありますし、ないときもあります。それから、活動しよって、たまたま出会ったときに、あなたも農業塾に入ってくださいと頼んだりして、今、構成員が20名ちょっとぐらいです。この中で、塾に行ってくださいっている方、こういう話で、この前、請願書を持ってきたりしよったら、伊藤先生もあすなる塾の卒業生だということを知ったもんですから、卒業生なら入ってくださいと言ったら、第15回の卒業修了証書のコピーをつけて、入っちゃって。

それから、形川さんの場合は、種のほうのことを勉強しよったら、これが、タネの会というところが出しとるんですが、そこで、当初、広島で誰かそういう人おってないか、できれば三次に近い人と言って、私、頼んでみよったら、三次市で2年か3年前から行つとるはずなんじゃが、こういう形川というのがあるから、電話番号を教えるんで接触、連絡とってみたいということであったもんですから、去年の秋になる前じゃけえ、もう盆明けぐらいから連絡とらせてもらって、勉強させてもらったという人です。

形川さんの組織のことについては、形川さんのほうから説明していただいて、私のほうの塾生会の件については以上です。

○形川提出者 今あったんですけども、タネを守る会広島というのは、広島市内に本拠地があるんですが、まだできたばかりです。資料6枚目の講演会、山田先生の講演会、5月に実施したんですけども、本当は去年7月に広島市内でする予定でした。ところが、豪雨災害の後、交通が寸断されていて、台風も近づいてくるということで、1回お流れになって、ようやくこの5月に開催できたんですけども、会自体は、今、コアの会員が9名ほどいまして、みんなで共同代表をしようじゃないかという形で、活動を始めたばかりです。今後も、月1回程度何らかのイベント、種子を守るドキュメンタリー映画とかの上映会をして、会員を増やしつつ、大きなところでは、11月にまた山田正彦先生が三次のほうに来られて、講演会をしていただくと、できれば、三次とか庄原の県の北部でも開催できたらいいねということで、いろいろと日々挑戦しております。

会自体はまだできたてなんですけども、さっきも言ったような感じで、いろいろ、あちこちの方面にアピールして、種を守っていこうという活動を続けております。

あと、御質問にあった、実際に弊害というか、何かあったのかということで、今現在、特に大きな問題はまだ起きてないと思うんですけども、私の知る範囲では、広島県東広島市に農業試験場の中にジーンバンクという組織があります。日本語でいうと、遺伝子銀行ですね。だから、種をずっと守って、育てて、増やして行って、それを、希望する農家さんには種を無償でお渡しして、同じ量以上の種を次の年に返してもらおうという、種の銀行がずっと、日本ではすごく、県でやっているというのはすごくレア、まれな症例でして、ジーンバンクというところがずっと、90年代ぐらいに設立されて、もう二十数年やられているんですけども、何千種類という種を冷凍保管していたり、冷蔵保管したりしています。そこが、多分種子法の廃止を受けて、県の予算ががくっと縮小されてしまい、常に日勤で来ていた人が、もう週1でいいよとか、そういう状況になってしまい、種子の保存だけで精いっぱい。本当は、どんどんどんどん植えて、改良していくとかいう作業が必要なんだけども、そういった削減に伴うジーンバンクの存続自体が危ぶまれているというのがあります。ジーンバンク自体には、山田正彦先生も何度か訪問されていて、大変貴重な施設なんで、広島県としても、日本としても、守っていく必要があるよねという話はおっしゃっていると思いますので、そういったところが、種子法廃止による弊害なのかなと思います。

以上です。

○齊木委員長 1年の不具合というのは。

○宍戸委員 いや、特にないとおっしゃった。

○竹松提出者 ただ、危惧の分は、資料でつけております。資料の3に、高温等熱による休眠が深い品種への対応についてというのが農協から、今年の2月の初めに農家に配られました。要するに、去年の夏が暑かったから、種用にとった去年の種もみが休眠していて、今年、種をまいても、発芽が非常に悪いと、普通にやったら。それで、そういうときのために、県の今の農業試験場とか、各法律で、種子法自体にあったわけですが、そこで保管しているのを、冷蔵保存しているのを今年を出して使いますよと、価格は、去年のを出してきて使うから保管料を取るよとか、それか

ら、去年のが今年に比べて古なつとるけえとかいうようなことがないと、発芽が90%以上あるかというのをちゃんと確認して出すから。これが、種子法の考え方で運営されてきて、予算づけ、なつとったんですが、国から予算が来んようになってしまったわけですね、法律が廃止されたから。今は、広島県が自分で持ち出して、これをやつとるとのことなんです。県の中でどういう金の動きになつとるか、前は国からいろんな補助金だというのが入って、それをこれに充てとったが、今は国から入ってきてない。だから、何年か先に、こういう同じようなことが起こったときには、種の、1キロ600円前後、500円か600円前後しよったのが、今年はちいと高うなりますよとかいうようなことが出てくる危惧はありますよ。

私、これが出た後、実はいろんなところで話したり、説明に行ったときには、これを持っていきよったんですが、たまたまだ県の要綱で、惰性で、とにかくそのままきたというだけでやりよるんじゃけえ、予算がない。今、形川さんが言われたように、実際には種の広い、県内の環境でいえば、東広島で、日勤で来て、種を管理しよる人が、だから、思つとるのは、県北でも種をつくりよってんですが、ああいうところで、農協もかかわってやりよんじゃが、県から出てきとる人が定年退職したら、それを不補充とか何とかなっていかなきゃええがなと思っております。

いずれにしろ、たまたま種子法の趣旨が、考え方が残った行政がさせとって、今年は救われたと思うとります。資料をゆっくり、説明をようせんのですが、以上です。

○齊木委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 先ほどの説明の中で、JAの農業塾があすなる会と、その流れでというお話だったんですね。JAそのものは、種子法の問題についての取組はやられておらないんですか。JA本体そのものは。

○竹松提出者 その分については、私より表さんのほうが詳しいかと思うんですが、私が聞いたところでは、去年の3月に種子法が廃止されたような状態になるんじゃけど、どうなるかという話がおととしの今ごろに法律が通っていますんで、その間に、県のほうと接触はあったらしいんですが、県は、去年の4月以降になってからは、県の資料をつけていますけど、要綱でいくから、要綱で今までどおりやっていこうと思うけえ、どがなるかなと。だから、JAのほうは、とりあえず県のほうが要綱で今までと同じようにやると言うんなら、ええですから、それでお願いしますということで終わつとるという話を伝え聞いとるんですが、表さんが現職理事なんで、どんな感じですか。

○表提出者 私のほうに話に来たときに、本当少ないんですけども、実際、種子法が廃止されて、私は認定市のほうでこの説明が執行部のほうからあったということは実感がないんですよ。そういうこともありますし、また、農政に関する資料もいただくんですけども、この分についてはほとんど資料がないんです。ほとんどが、今あるのはTPPであるとか、あるいはEPAであるとか、あるいはアメリカとの二国間交渉ですかね。そういった大きな事柄の中で、これが進んでいる。

もう一つは、農協の存在自体が今、大変危ぶまれているというのは、あんまり御存じないかと思うんですが、実は、マイナス金利政策で、金融機関、農協ばかりでなくて、他の金融機関、ほとんど大手の金融機関も支店を廃止して、できるだけ身軽になって、事業を縮小していくと、でない

と、もう事業自体が成り立たないというような、メガバンクですよ。そういったことが今あつてる状態の中で、恐らく全国の農協もそういう状況になっていると、これは、信用事業の収益がどんどん下がっていく、これに対応して、農協の農家組合員さんを守る、そういった事業をどうやって生かしていくかといったことが非常に大きな課題になってくると、そのために、ただ、今までのような、今、県下13JAありますけども、それが、個々のJAで成り立つということが非常に厳しいということで、県下1JAを目指して取り組んでいかなきゃいけないなというような、そういったことがほとんど議題になっていまして、ここの部分の種子法について、大きな議論になっていることはありません。

ただ、農業新聞等では、こういった問題も取り上げて、この前も新聞では、全国の農業者から、この種子法の廃止というのは、農業者の権利を阻害するものだということで、裁判を訴えられているというふうで、1,300の方が原告となって、そういった活動をしている状態ということで、そういった程度ぐらいしか、声というのは聞こえません。

○齊木委員長 新家委員。

○新家委員 よく私も理解できないんですが、本当に大変な問題だと思って、例えばJAの人が先頭に立って、この問題を取り上げて、動くべき話じゃないかなと思うんですが、そういう動きがとれないというのは、まだJAのほうは、この問題については本気になっておらないというようなことで理解しといていいんでしょうか。

○齊木委員長 竹松さん。

○竹松提出者 農協さんの、だけん、言うことはできんですが、こっちから感じ取るところでいえば、新家先生が今指摘されたような感じを持っております。それで、じゃ、どうすることができるといことになるんです。それで、1つは、こちらへ請願させてもらったのは、議員さんのところ、議会のところでも考える、考えちゃってんと言ってくれとる、農協さんがやっぱり考えてないにゃいけんのじゃないですかという気持ちを非常に持っております。ここで、皆さんとこうして、報告させてもらったりするような場を、やっぱり農協の中でできて、それで、一遍にいけんでも、6月の下旬が各農協の総代会の季節になっていますので、できるだけ総代会で総代発言を誰かしらもらうように思うて、三次農協のところではどうだったか、それから、今、県内に13の農協があるということだったんですが、沿岸部の農協さんは、米がどうのというのはようわからんですが、少なくとも三次や庄原や、それから高田、山県のほうは、北部は、米は地域の基幹産業ですし、それが各農協でも主軸の、基盤のはずですから、3つの農協のところの議会に請願を出させてもらって、今回、いろいろやります。今回、間に合わなかったところは9月に。それから、その3つの農協で、同じように総代会で総代に、今、表さんが言われたように、前例はないんじゃないけど、議会でも問題、話になつとるとい話じゃから、農協さんはどういうふうに考えているんですかねというような、かつ、総代さんがどういうふうに聞いてくださるかわからんですが、発言してみてもらえんか、そういうことをしてでも、農協さんに関心を、注意喚起をしてもらえんかというのが、請願した私らの気持ちです。

○齊木委員長 ほかに。



宍戸委員。

○宍戸委員 質問ということはないんですけども、今のやりとりの中で、私、個人的には、さつきから出ると、議会、農協というので出るとんですけども、農協云々かんぬんというのじゃなしに、議会の中でこれは早く取り上げるべきだったというのが私の思いです。これが、何で、ここまでみんなが知らん中で来ったかということなんですよね。表向きには規制緩和で、民間の活力を増進するんだというのが、端的に言ったら、そういうことで、この法があることによって規制されとるんで、それを取っ払ろうて、民間がどんどんやってくれるようにしたいんだと、これを言うてきたのはアメリカなんですよね。アメリカの大企業。アメリカの大企業から日本政府に言うてきて、日本政府は、ほんまに審議期間というのは1カ月、2カ月の間だけだったんです。それをマスコミへ出さず、私らには伝わってくるのが遅かったんですよね。これが何で大変かというたら、たちまちのことも、広島県の中のことも言われたんですけども、これが民間になったときに、日本の企業が云々よりも、アメリカを中心とした大手の種苗会社が、これを、肥料と農薬とのセットで種子を売っていくというような戦略をもう立てとるんですよね。ですから、今まで1,000円で買われとったものが、2,000円なり3,000円なりで買わにゃいけんような仕組みがもうできよるんですよ。たちまちのこともありますけども、先の日本の種が危ない、それを通して食が危ないということになるんですよね。要するに、もうアメリカの云々かんぬんといったら、遺伝子組み換えなんですよ。その種を使わんと米ができんということで、食戦略というんですかね。あんた、大げさなことを言いよるのというふうには聞こえるかしらんですけど、これはもう筋書きができたものなんです。そこをやっぱり、三次だけじゃなしに、日本の食を守るという立場からも、これは政府に突き返してから、ちゃんと考えてもらわにゃいけんし、広島県自体としても、考えてもらわにゃいけんというのは、この紹介議員になった議員はそういう思いなんです。ですから、農協というよりも、市民に負託された私たちが早く動かにゃいけん案件だったということで、私は位置づけとるとということの意見をしました。

○齊木委員長 ありがとうございます。ほかにございますか。

片岡委員。

○片岡委員 種子の関係なんですけど、今、自家栽培をされる中で、米は、自家栽培が難しいF1種というのが、もう既に出とるものなんだろうかと、それとも、100%自家栽培ということなんで、在来種というような形で、農協さんか各農家がやっておられるんだろうなと思いますが、そういう形で、これができなくなる、自家栽培が、採取ができなくなるということになると、価格が上がってくる。今、新たに企業がつくられた品種でいうと、今、農協さんが出されとるといふか、ある分の価格より、それこそ品種改良されたものは10倍の値段がついている種子もあるというふうには聞いています。そこらでいうと、全体的に、これが進まなくなると、企業が入ったものが全部入って、企業がその管理をしていくということになると、そこら、価格とか、10倍、もしくはそれ以上のものになってくるということが危惧されとる、それが、農家の方、この資料でいただいたように、農家の方の経営を圧迫してくるといふことになって、農業がすたれてくるということですね。農業では生活ができなくなるということを防ぎたい、防がなきやいけん、守ってかなきやいけん

いということでの請願、それをもとに法律とか条例の整備をお願いするという考え方で捉えさせてもらってよろしいですか。

○齊木委員長 竹松さん。

○竹松提出者 3人の中で、少し認識の違いがあるかも知りませんが、基本的には、今、片岡先生が言ったことが基本的な認識だと思います。F1でつくるか、品種改良したものでつくるか、どっちにしても、企業が持つものやっでいかにやいけんようになる。そのときには、今言われたように、10倍ぐらいになるんじゃないか、今、600円ぐらいですかね。600円ぐらいですかね、キロ。日本でも、三次市は、各地でそういうところが、先行栽培をやっるところがあるんですよ。そこらで聞くと、それから、今、宍戸先生が言われた、アメリカの大手のあれなんかの中南米でやったやり方なんかを参考にして考えると、種と、それから農薬と、それからつくり方がまずセットになって買われて、つくったものも、個人販売じゃなしに、種苗会社の指定する商社のようなところで一括買い上げになって、それで、売られていく。要するに、つくつるのは、私が今、現代における、企業に対して農奴になる。江戸時代に農民が農奴になったという話ですが、土地に縛られていて、がんじがらめにされて、できたものはとられて、種もまた押しつけられて、自分で肥料も勝手につくれんと、それに反したら、ペナルティーだということて全部とられると。

だから、もう一つは、そういうふうになって、それ、嫌じゃけえと言うて、わし、在来の、おやじからずつと種があるけえ、それでやるけえと言うて、やりよつたとしたら、それではうちにまじるけえ困ると言われたときに、裁判なんかされたら、農民のほうはようついていかんわけですから。

それから、もう一つは、東広島のジーンバンク、種子センターの話が出たんですが、あそこなんかが仮になくなったときに、私のおやじからずつと持ってきた先祖代々の種をつくりよるんで、これは、種苗会社さん、あなた方、一緒に見えても、もとが違ふんじゃけえと言ったときに、種苗会社のほうが、特許登録しとるの同じじゃけえ、やっぱりあんた、うちのとつてからやりよるんじやろうと、裁判しようやとなつたときに、向こうは、うちが二十何年前に特許申請して、在来のもの、何でもいいんです、それをとつてから特許申請すればいいんです。20年ぐらい来たときに、勝手につくりよると言いがかりつけられて、いや、もうもとからうち、つくつたんじやというアライバイを証明せないけんもんで、証明もようせん。東広島のジーンバンクなんかがあつたら、ここに、何十年もつくつてきて、ジーンバンクで、こうやってきた種がここへ来とるんで、後から来た種苗会社のほうが勝手にしてから、自分のじゃ、自分のじゃと言うて、言いがかりつけよるんで、あんたら、おかしいんじやという反論はできるんですが、そういうことは、実際の農民にはすぐにはできんので、そこらを読み切つたことを宍戸先生が言われたような形でやってきとると思つております。

以上です。

○齊木委員長 表さん。

○表提出者 食べる人、消費者ですね。消費者が、今、ほとんど100%、種子を国内でつくつるんですが、これができなくなるということになると、今度、先ほど宍戸委員が言われたように、遺

伝子組み換えの種子がどんどん入ってきて、ほとんどが、大豆とかといったものが、輸入されるものは、そういったものが、米にまでなってくるというふうになってくると、これも確証はありませんが、非常に健康に心配される可能性があるということもありますので、安心・安全な食料を国内でつくるということも、なかなか難しくなるということもあり得るのじゃないかということもあります。

○齊木委員長 ほかにございますか。

伊藤委員。

○伊藤委員 皆さんの、聞かせてもらったんですが、1つは、資料の全国の状況というのが、行政で設定がされておるとい状況が出とるんですが、最初に調べとったのが、10道県、今、そういう状態ですね。あと、準備しておるといのが7県とか、議論が始まっているといのが12県。これは、県条例で守っていかなくやならんといのが、特に農業県の県とかが進めている、広島の場合、どっちかといと農業県でないんで、輸入県といことで、農業のことはあんまり重視してくれてないような気がしてならんと思つ中で、こういう皆さんからの請願が出たといことは、非常にこれは大きな運動にもなっていくといことで、ぜひとも県に対しても、県条例を言っていくといのが、私の思いでもありますので、ぜひとも広島県内の条例、請願可決するといことになれば、大きな前進となると思つので、よろしくお願ひしときます。

○齊木委員長 竹松さん。

○竹松提出者 今、伊藤先生から条例の件があつたんですが、私は、それでも、おとといの晩にも埼玉の学生時代の友人に手紙を書いといたんですが、埼玉県で種子法を条例化しとるんですよね。広島以上に輸入県で、私が学生時代に埼玉へ行つたときには、岡を食いよるんじゃないかといよなところだつたんですが、それから、兵庫県も輸入県ですが、しとるんですね。山形とか新潟とか、あるいは、北海道はちょっとおくれたけどやつとる。そうじゃないところもやっぱり、愛知県なんかも本気で考えないけん、やっぱり自動車が多いですかね。といことになっていますんで、決して広島県が今の状況でええんじゃないことにはならんだろう。

それから、もう1件、非常に皆さんに、これはちょっとよ言わんのですが、広島県で、これ、私、請願して、一生懸命やつて、実を言つと、三次へ出した後、北広島町、それから安芸高田へ出すよにといいよる。それから、さっき、3つ言いましたんで、庄原も。庄原も6月の初めに出すよにと持っていつて、したんです。紹介議員はつけていつたんですが、ただ、議長を含めて、下話が始つたときに、議長が、種子法の廃止に関する意見書、国への意見書といのは去年やつたてとい話、出まして、ほいで、庄原の去年の6月議会のそのの写しをもらいましたら、6月29日に採決して、国に意見書。そのの書いてある趣旨は、このたび、私どもが書かせてもらったのと、基本的には、中身は一緒でした。三次市が一番につて、一番に出したんで、一番になつてもらえりゃと思つておつたんですが、お隣、庄原市のほうで気づいた方があつて、ただ、庄原市議会議員、三次市と違つのは人数だろうと思つんですが、それを採決して、国へ送つたといのを、とんと忘れとつちやつたとい方もおられたといのも事実ですので、三次市で論議してもらつて、仮に議会、本会議にといことになつて、24人みえたんで、これ、今日、24枚持ってきて、どうぞよろしくお

願います。ということにします。

○齊木委員長 よろしいですか。

助木委員。

○助木委員 今、皆さんのお話を聞かせていただいて、私、三良坂ですが、米づくりもやっていまして、農業公社の理事もやっているんですが、残念ながら、そういった私自身の認識不足もあって、種子法、30年の3月に廃止ということ、この請願出たときに初めて知ったというようなことで、まことに申しわけなかったという思いはいたしておるんですが、そういった中で、3名の皆さんの請願ということで、三次の市議会議員の紹介議員となっているということで、本当に、草の根といいますか、農協が重い腰を上げないという中で、皆さん方が頑張っておられるということに対しては敬意を表するわけで、さっきおっしゃったように、市議会が採択して、それから農協総代会というお話も聞かせていただきましたんで、守らなきゃいけない種子法というのはやはり、私も百姓してますんで、詳しくは存じ上げなかったんですが、そういう面では、やっぱり守らなきゃいけないと。ジーンバンクにしても、なかなか今、守るだけで、研究とか、植えて改良していくということが難しいというお話もいただいたんで、そこらにしても、県の平成30年の4月にあった御意見、県政にも御意見、広島県ということで、国産種子の法、条例というのも、さっきお話しいただいたような、整っていますが、これでは完璧に、本当に種子を守れるかというたら、さっきおっしゃったように、なかなか要綱だけでは、予算の減額ということで、という思いはいたしとるんで、どんどんそういったことが広がっていけば、本当に、何とかいい方向に行くんじゃないかという思いはしとりますが、皆さんの思いは、私ども、しっかり受けとめて、また、さっき言いましたように、今度、いろんな米に関する総会とか役員会がありますので、そのときに、私もちょっと聞いてみたりして、どういう思いなのかというのを、それを聞いてみたりして、私自身は勉強しなきゃいけないしという、今、そういう思いでおりますので、完全に、僕も全然あれしてないんで、申しわけないんですが、頑張ってください。

○齊木委員長 それでは、質疑はよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 では、提出者の皆さん、ありがとうございました。

(提出者退室)

○齊木委員長 これより請願第1号について討論を行います。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 これをもって討論を終結いたします。

これより請願第1号を採決いたします。

本案を採択することに決することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 御異議なしと認め、本案は全員一致により採択することに決しました。

それでは、請願事件について、委員長報告に記載したほうがよい意見、要望がありましたら、お

願います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 本委員会の報告書の作成等につきましては、正副委員長に御一任いただきと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 御異議なしと認めさせていただき、後日、タブレットへ入れさせていただきますので、よろしく願います。

次に、議案第59号、三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)を審査します。

(執行部入室)

○齊木委員長 それでは、議案第59号、三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)を審査します。提案理由の説明をお願いします。

中廣産業環境部長。

○中廣産業環境部長 おはようございます。それでは、議案第59号、三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)について御説明申し上げます。

本案は、上作木構造改善センター及び本郷転作物加工等研修施設を普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、別表中、上作木構造改善センター及び本郷転作物加工等研修施設の名称及び位置を削ろうとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。御審査の上、御承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○齊木委員長 では、質疑をお願いします。

新家委員。

○新家委員 普通財産にした後の公共施設、地元譲渡か何か、既に方向が決まっておるのかどうかということ、公共施設等の総合管理計画を出されたときに、783施設あるという、あの時点を取点として、産業部が管轄しとるこの種の施設が当初幾らあって、普通財産にした上で地元譲渡にして、今、幾らまで減少させて、残りの施設が幾らあって、どのようにお考えかというのを教えてください。

○齊木委員長 行政農政課長。

○行政農政課長 普通財産にした後の方向性なんですけども、まず、地元のほうと、先に無償譲渡の要望を聞かせていただきながら、その上で集会所の修繕を行って、修繕が終わったということで、設管条例のほうを改正するという提案をさせていただきました。

それから、農林系集会施設ですが、当初、全体では85あったと思うんですけども、農林系集会施設は、そのうち24ございました。これまで、11施設が譲渡済みです。この後ですけども、本定例会で2つ、それから今年度で、あと5施設の予定をしております。そうすると、あと6施設が残って

おることになると思うんですけども、6施設のうち、5施設はコミュニティーセンターとして利用されているのがございます。あと1つ施設が残るんですけども、こちらのほうは、地元と共有する中で、地元譲渡を受け入れないという方向でございますので、解体をする方向で考えています。

○新家委員 24のうち、11が譲渡済みで、2施設が今回の提案で、今後の予定施設で18、残りが6つ、そのうちの5つはコミュニティーセンターとして既に活用しておる。

○行政農政課長 しておるものとか、付随しとる施設とかあります。

○新家委員 それは、そのまま残すということでもいいんですか。市の管理のまま、そのまま残す。

○行政農政課長 はい。と考えております。

○新家委員 1施設は壊す。

○行政農政課長 はい。

○新家委員 わかりました。ありがとうございます。

○齊木委員長 ほかにございませんか。

伊藤委員。

○伊藤委員 これはこれでええんですが、総務のほうは、集会所の地図と写真が、いつも、どこに何があるんか。資料がどこかありますか。

○齊木委員長 口頭で説明できますか。

○伊藤委員 いやいや、うちがもろうとるかどうかよ。

○齊木委員長 資料としてはつけてないですね。

○伊藤委員 総務の集会所のほうは載っとるんですわ。ぜひとも今後はつけといてほしいというのが思いです。

○齊木委員長 中廣産業環境部長。

○中廣産業環境部長 今回、資料が行き渡ってなかったということで申しわけございません。今回の2件の集会所の位置図等は、またこの後、送らせていただきます。次回からはしっかりと事前につけて、用意をさせていただきます。

○齊木委員長 ほかにございますか。

宍戸委員。

○宍戸委員 この2施設の建設年次、ですから、経過年次ですね。今回、譲渡ということの、市の予算でどれだけのものを、どういうところを修繕されて、譲渡の方向で動いていったというところをお聞かせください。

○齊木委員長 中廣産業環境部長。

○中廣産業環境部長 まず、上作木の構造改善センターですけど、修繕の内容が、雨どいの修繕、それから調理室の床のクロスの変更、カーテン、エアコンとりかえ、玄関の踏み台等の修繕をしております。改修経費が129万9,240円。建設が平成2年で、経過が、28年余り経過をしております。

次に、本郷転作物加工等研修施設でございますけど、こちらが、昭和61年に建設をしております。経過年数が32年余りです。こちらのほうの改善は、屋根瓦の修繕と玄関の鍵、サッシの取り

かえ、ガラス戸の修繕、網戸、玄関内の手すりの設置というものが主な修繕で、改修の経費が11万9,880円。

この改修については、地元から、ここを改修してほしいという要望に沿って、修繕をさせていただいております。

○齊木委員長 亀井委員。

○亀井委員 これの底地は市のものですか。それとも、地元の民有地か。

○齊木委員長 中廣産業環境部長。

○中廣産業環境部長 上作木構造改善センターのほうの底地が、これは市の土地になります。本郷転作作物加工等研修施設が民有地になります。

○齊木委員長 亀井委員。

○亀井委員 市有地の扱いはどうなる、土地も含めての譲渡なんですか。

○齊木委員長 中廣産業環境部長。

○中廣産業環境部長 市有地は、これが地域の集会的な施設になりますので、これは、市のほうに減免申請を出していただいて、地域の福祉の向上、コミュニティーの向上ということで、減免扱いにさせていただくという手続になります。

○齊木委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 2施設の面積、規模。

○齊木委員長 中廣産業環境部長。

○中廣産業環境部長 上作木の構造改善センターの面積が、まず構造が木造平屋建てです。延べ面積が132.49平米でございます。

次に、本郷転作作物加工等研修施設、こちらも構造は木造平屋建てで、面積が79.38平米です。

○齊木委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 本郷転作加工等の研修施設が、使用目的は変わらずに、やられるということなんでしょうか。そうじゃなしに、集会的に使うとか、そういうような用途変更というのがあるのかどうか。

○齊木委員長 中廣産業環境部長。

○中廣産業環境部長 名称が、転作作物加工等という名称になっておりますが、当初はそういった目的だったのかもわかりませんが、そもそも地域の皆さんの集まりという、集会的な機能のほう比較的強かったと思います。ですから、名称はこうなっておりますけど、これは、事業の関係だろうとは思いますが、実態とすれば、集会所の機能がそのまま継続されるということでございます。

○齊木委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 ないようですので、以上で、議案第59号に対する質疑を終結いたします。

産業環境部の皆さん、ありがとうございました。

(執行部入れかえ)

○齊木委員長 それでは、議案第60号、三次市上水道施設分担金条例及び三次市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）を審査します。

提案理由の説明をお願いします。

明賀水道局長。

○明賀水道局長 水道局に係る議案、2件ございまして、水道課、下水道課、いずれも消費税等の引き上げに伴う議案でございます。

それでは、最初に、水道課に係ります議案第60号、三次市上水道施設分担金条例及び三次市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

○齊木委員長 着座で。

○明賀水道局長 今回の条例案は、令和元年10月1日に消費税及び地方消費税の引き上げがほぼ確実視されていることに伴い、関係条例である三次市上水道施設分担金条例及び三次市水道事業給水条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容について御説明申し上げます。

三次市上水道施設分担金条例第3条及び三次市水道事業給水条例第22条の条文中「100分の108を乗じて得た額」から「消費税法第29条に規定する税率を乗じて得た額及び消費税相当額に地方税法第72条の83に規定する税率を乗じて得た額を加えた額とする」に改正しようとするものであります。

なお、施行日は、規則で定める日から施行することとし、改正日が確実となった段階で、施行期日を定める規則で施行日を定めようとするものです。

以上、御審議の上、御承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

○齊木委員長 では、質疑をお願いします。

助木委員。

○助木委員 消費税が10%に上がるということで、今、供用開始してある地域ですよ。それが当然、あれ加入日か。それにしても、今度は宅内工事にしても、経費が、消費税が上がるということで、加入率が促進できる、上がるというような見通しとか何かというのは持っと思ってんですか。啓発によって、早う加入してくださいとかいうようなお考えとか何か。

○齊木委員長 明賀水道局長。

○明賀水道局長 加入促進についてでございますが、例年で、大体、主に拡張した地域を中心に、職員みんなで各戸、個別訪問して、接続促進に回らせていただいております。ただ、去年は7月の豪雨災害、そして、おとしは2月の大寒波の影響がありまして、名簿まで調べて、出る班編成まではしとった段階で、そういうことが起こって、ちょっとこの2年間、よう実施してないんですけど、今年度につきましては、予定しておりました続きを、また接続促進で歩くように計画をさせていただいております。

○齊木委員長 助木委員。

○助木委員 やってらっしゃるのは知ったんですが、じゃけん、消費税が上がるということになると、さっきみたいに、宅内の工事、やっぱり結構お金がかかるんで、税率が上がれば、やっぱ



りそれだけは上乘せするんで、そういうことを含めて、よろしくをお願いします。

○齊木委員長 ほかにございませんか。

宍戸委員。

○宍戸委員 条文のことで聞かせてください。現行は「100分の108」ということで言われておるものが、改正案では「消費税法」という、「100分の110」という表現じゃないですね。そこら辺の経緯ですね。なぜ現行は「消費税法」という表現、法律で決められたもので書いてないんですか。ストレートに「100分の108」。だったら、こっちも「100分の110」にしてええんじゃないかなと思うんですけど。

○齊木委員長 明賀水道局長。

○明賀水道局長 まさに今回、改正をお願いさせていただくのは、今御指摘をいただいたことになろうかと思えます。今までの条例は、今御説明していただきましたように、ストレートに、その都度の消費税の率を表記しております。なので、消費税はたびたび多分変わっていくだろうと予測はされるんですが、そのたびに、この条例改正の中で、その数字を読みかえていかないといけないという作業が起こってきますので、今回、上位法であります法律のほうの消費税法と地方税法に、それが改正になったものを利用して、条例のほうもそれに合わせるといえるか、改正するというようにさせていただければ、率が幾らに変わっても、この条例で対応できるということになるというものが今回の趣旨でございます。

○齊木委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 ですから、それは国から示されたことで、そうなるとするか、これ、三次で表現は決めたということだと思うんですけども、こういう改正、ええと思うんですけども、これは、うち独自じゃなしに、もう全国、こういう表現をせえというふうに来るとるもので、こうなるとるということですか。

○齊木委員長 濱口水道課長。

○濱口水道課長 特に通知というのは来てないんですけども、消費税が10月から上がるというのは、一応予定されているという状態で、まだ不確定な部分も残っている中で、市の条例として、また10月1日にならないといけないし、もしそれが10%にならなかつたときにどうするかという問題もありますので、そういったところを回避するために、今回はこういった形をとらせていただいて、処理させていただければと思っています。

○齊木委員長 亀井委員。

○亀井委員 1つは、消費税を掛けるときに、端数が出た場合には、あれは、端数はどうするんだったんですかね。切り捨てか。

○齊木委員長 明賀水道局長。

○明賀水道局長 1円未満の端数につきましては、切り捨てをするようにさせていただいています。

○齊木委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 水道ということになれば、飲用部分が含まれるわけですよね。飲用部分が食料という

ような扱いがあれば、8%で済むんじゃないかと。確かに量的には少ないけども、そこらのことは考えなきゃ。そこら、いきなり全部10%に上げるんかどうかなというのがちょっと気になるんですが。

○齊木委員長 明賀水道局長。

○明賀水道局長 水道につきましては、ペットボトルとかで売るということになりましたら、またそういう問題も発生してくると思うんですが、直接住居まで管でつながるということで、軽減税率のほうの対象にはならないと。

○齊木委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 ないようですので、以上で議案第60号に対する質疑を終結いたします。

水道局の皆さん、ありがとうございました。

(執行部入れかえ)

○齊木委員長 明賀水道局長、杉原下水道課長、森田管理係長、近藤建設係長、以上の方で説明を。

それでは、議案第61号、三次市特定地域生活排水処理施設設置及び管理条例等の一部を改正する条例(案)を審査します。

提案理由の説明をお願いします。

明賀水道局長。

○明賀水道局長 議案第61号、三次市特定地域生活排水処理施設設置及び管理条例等の一部を改正する条例(案)について御説明申し上げます。着座にて説明をさせていただきます。

今回の条例案は、令和元年10月1日に消費税及び地方消費税の引き上げがほぼ確実視されていることに伴い、関係条例である三次市特定地域生活排水処理施設設置及び管理条例、三次市農業集落排水処理施設の設置及び管理条例、三次市公共下水道条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容について御説明申し上げます。

三次市特定地域生活排水処理施設設置及び管理条例第12条の条文中「消費税法第29条の税率と当該税率」から「消費税法第29条に規定する税率を乗じて得た額及び消費税相当額、地方税法第72条の83の税率を乗じて得た率を合計した率に1を加えた数値を乗じて得た額」から「地方税法第72条の83に規定する税率を乗じて得た額を加えた額(1円未満の端数は切り捨てる)」へ改め、三次市農業集落排水処理施設の設置及び管理条例第13条、三次市公共下水道条例第22条の条文中「100分の108を乗じて得た額」から「消費税法第29条に規定する税率を乗じて得た額及び消費税相当額に地方税法第72条の83に規定する税率を乗じて得た額を加えた額とする」に改正しようとするものであります。

なお、施行日は、規則で定める日から施行することとし、改正日が確実となった段階で、施行期日を定める規則で施行日を定めようとするものです。

以上、御審議の上、御承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

○齊木委員長 では、質疑をお願いします。

新家委員。

○新家委員 条文の記載方法について確認したいんですが、第1条の三次市特定地域生活排水処理施設の設置管理条例の第12条の末尾にあります（1円未満の端数は切り捨てる）という表現と、第3条の三次市公共下水道条例の一部改正のところも同じく末尾（1円未満の端数は切り捨てる）、これは同じ文言を使ってるんですよ。ところが、第2条の、農業集落排水処理施設の設置及び管理条例の改正のところの末尾のところの括弧は、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額、同じ内容で表記がちょっと違うんですが、これ、どういう意味合いなんですか。

○齊木委員長 明賀水道局長。

○明賀水道局長 農業集落排水条例の1円未満の表記につきまして、意味合いは一緒のことと理解はしておるんですが、表現方法が統一されておりませんでした。

○齊木委員長 新家委員。

○新家委員 同じ意味合いだったら、同じ表現にしとかなないと、またこれ、次に改正するにしても、そろえとかんと、またややこしいでしょう。同じことを言ってるのに、条文第12条と第22条のそれぞれの言葉が、表現が違うというのはいかがなものか思います。同じ意味合いだったら、そろえるべきだと思う。意味合いが違うんだったら、どこが違うかを教えてほしい。

○齊木委員長 条文の整理を、できれば。

○新家委員 同じですか、意味合い。

○明賀水道局長 同じです。

○齊木委員長 ほかに質疑は。

片岡委員。

○片岡委員 最後の附則の部分の、規則で定める日から施行するという部分、今さっき説明、これは61号だけじゃなくて、60もそうなんですが、法律が決まり次第というふうに言われたんですが、これ、法律の内容で条文を変えてってんで、法律が決まらなくても、今の時点で変えても、何ら問題ないと思うんですね、規則で定めるから。法律の内容に変えたり、100分の110にしますよと言うんだと、その時期にせにゃいけんのですが、法律に従うようにしたんじゃけ、今の時点でも問題ないんですが、あえてこれを、日付を言わずに、今回の全部、消費税の、皆そうです。こういうふうになっということについて、規則で定めるようにされたのは何で。あえて何で。

○齊木委員長 杉原下水道課長。

○杉原下水道課長 御指摘のとおりでして、法律に基づいた税率になりますので、本当にもう、議会のほうで可決していただければ、その次の日にでも、変更しようと思えばできるんですが、それにつきましては、一般会計側のほうとの調整もして、同時に公布したいという思いもありますので、ちょっとそこら辺がありますので、規則で定めさせてもらうということで、承知いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○齊木委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 ないようですので、以上で議案第61号に対する質疑を終結いたします。  
水道局の皆さん、ありがとうございました。

(執行部退室)

○齊木委員長 それでは、採決に入ります。

お手元に配付の産業建設常任委員会審査報告書に沿って採決をします。

今回は、議案3件を採決します。

議案第59号、三次市農林業集会所施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)について討論を行います。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第59号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第60号、三次市上水道施設分担金条例及び三次市水道事業給水条例の一部を改正する条例(案)について討論を行います。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第60号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第61号、三次市特定地域生活排水処理施設設置及び管理条例等の一部を改正する条例(案)について討論を行います。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第61号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

以上で採決を終わります。

次に、委員長報告についてですが、報告に記載したい件があればお願いします。

新家委員。

○新家委員 さっきの61号の議案の1円未満の端数は切り捨てるという表現と、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とするというややこしい表現をせずに、統一をしてほしいと。1円未満の端数は切り捨てるにすれば、極めて単純で明快なので。

○齊木委員長 文言の整理ですね。

○新家委員 統一化ね。同じことを言うのに、違う表現を使わないようにしてください。

○齊木委員長 ほかに御意見。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○宍戸委員 さっきの片岡さんの、水道局じゃないけど、言っといたほうがいい。

○齊木委員長 はいじゃ、それも整理させて。

委員長報告の案文作成につきましては、あとは正副委員長に御一任いただきたいと思います。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 それでは、そのようにさせていただき、後日、タブレットに入れさせていただきますので、よろしくをお願いします。

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和元年6月20日

産業建設常任委員会

委員長 齊 木 亨